

② 障害者施設等入院基本料等の見直し

第1 基本的な考え方

患者の状態に応じた適切な管理を更に推進する観点から、障害者施設等入院基本料について、対象とならない脳卒中患者等に係る入院料を見直す（特殊疾患病棟入院料についても同様の対応を行う。）。

第2 具体的な内容

障害者病棟に入院する重度の意識障害を有さない脳卒中の患者について、当該病棟に入院してから90日までの間に限り、療養病棟入院料の評価体系を踏まえた評価に見直す。特殊疾患病棟入院料についても同様の取扱いとする。

改 定 案	現 行
<p>【障害者施設等入院基本料】 [算定要件]</p> <p>注5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3まで及び注12の規定にかかわらず、特定入院基本料として969点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の15に相当する点数を減算する患者については、863点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除</p>	<p>【障害者施設等入院基本料】 [算定要件]</p> <p>注5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として969点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の15に相当する点数を減算する患者については、863点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、</p>

<p>く。)は、所定点数に含まれるものとする。</p> <p><u>注12</u> <u>当該病棟に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者(重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)</u>であって、<u>基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。</u></p> <p><u>イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合</u></p> <p>(1) <u>医療区分2の患者に相当するもの</u> 1,345点</p> <p>(2) <u>医療区分1の患者に相当するもの</u> 1,221点</p> <p><u>ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合</u></p> <p>(1) <u>医療区分2の患者に相当するもの</u> 1,207点</p> <p>(2) <u>医療区分1の患者に相当するもの</u> 1,084点</p> <p><u>ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合</u></p> <p>(1) <u>医療区分2の患者に相当するもの</u> 1,118点</p> <p>(2) <u>医療区分1の患者に相当するもの</u> 995点</p> <p>【特殊疾患入院医療管理料】 [算定要件]</p> <p><u>注6</u> <u>当該病室に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者(重度の</u></p>	<p>所定点数に含まれるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>【特殊疾患入院医療管理料】 [算定要件]</p> <p>(新設)</p>
--	--

意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病室の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの 1,717点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの 1,569点

【特殊疾患病棟入院料】

[算定要件]

注6 当該病棟に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,717点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの 1,569点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,490点

【特殊疾患病棟入院料】

[算定要件]

(新設)

<u>(2) 医療区分1の患者に相当するもの</u>	<u>1,341点</u>
----------------------------	---------------